

# 社会福祉法人幸風会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸風会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、施設を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれている者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う出張旅費及び宿泊等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬等を支給する。
- (2) 役員が理事会に出席した時は、報酬をその都度、支給する。なお、同日に業務を行った場合は、業務による報酬を優先する。
- (3) 評議員が評議員会に出席した時は、報酬をその都度、支給する。なお、同日に業務を行った場合は、業務による報酬を優先する。
- (4) 理事長が法人業務及び法人が実施する施設の事業のために業務を行った場合は、報酬を支払う。ただし、執務記録及び理事長業務日誌をその都度、記載するものとする。
- (5) 役員が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- (6) 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- (7) 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

## (報酬等の額)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員
  - ① 報酬等は、別表第1に定める上限額とする。
  - ② 通勤手当は、職員給与規程による。

③ 退職手当及びこれに準ずる手当は支給しない。

(2) 非常勤役員

報酬は、別表第2により支給する。

(3) 評議員

報酬は、別表第3により支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が職務のため出張をしたときの費用は、別表第3の報酬及び旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会の出席及び業務をした都度、支給する。なお、理事長の法人業務及び法人が実施する施設の事業のために業務に対する報酬は、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除して支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬上限額）

役職名	報酬上限額
理事	年500万円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事

出務内容	日額
理事会への出席	5,000円
上記以外の法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事長

出務内容	日額
理事会への出席	5,000円
上記以外の理事長業務のための出勤	年550万円（報酬上限）

(3) 監事

出務内容	日額
理事会等への出席	5,000円
上記以外の法人及び施設業務のための出勤（監査を含む）	10,000円

別表3（評議員の報酬額）

出務内容	日額
評議員会への出席	5,000円
上記以外の法人及び施設業務のための出勤	10,000円